

議 事 日 程 (第1号)

令和6年11月29日(金曜日) 午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報第18号 委員長報告
- 日程第5 承第6号 専決処分の承認について(令和6年度下呂市一般会計補正予算(第8号))
- 日程第6 同第12号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第7 同第13号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第8 同第14号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第9 同第15号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第10 同第16号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第11 同第17号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第12 同第18号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第13 同第19号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第14 同第20号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第15 同第21号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第16 同第22号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第17 同第23号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第18 同第24号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第19 同第25号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第20 同第26号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて
- 日程第21 議第92号 財産の取得について
- 日程第22 議第93号 令和6年度下呂市一般会計補正予算(第9号)
- 日程第23 議第94号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)
- 日程第24 議第95号 令和6年度下呂市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第2号)
- 日程第25 議第96号 令和6年度下呂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)
- 日程第26 議第97号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計(診療施設勘定)補正予算(第3号)
- 日程第27 議第98号 令和6年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算(第2号)
- 日程第28 議第99号 下呂市第三次総合計画基本構想の策定について
- 日程第29 議第100号 下呂市過疎地域持続的発展計画の変更について

- 日程第30 議第101号 財産の譲与について
- 日程第31 議第102号 下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第32 議第103号 下呂市道の駅南飛驒小坂はなももの指定管理者の指定について
- 日程第33 議第104号 下呂市飛驒小坂ふれあいの森の指定管理者の指定について
- 日程第34 議第105号 下呂市飛驒川温泉しみずの湯の指定管理者の指定について
- 日程第35 議第106号 字の区域の変更について
- 日程第36 議第107号 下呂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議第108号 下呂市宿泊税条例について
- 日程第38 議第109号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 議第110号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第40 議第111号 下呂市飛驒小坂ふれあいの森条例の一部を改正する条例について
- 日程第41 議第112号 下呂市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第42 議第113号 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議について
- 日程第43 議第114号 下呂市屋外広告物条例の一部を改正する条例について
- 日程第44 議第115号 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第45 議第116号 下呂市中小企業・小規模企業振興基本条例について
- 日程第46 議第117号 令和6年度下呂市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第47 議第118号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
- 日程第48 議第119号 令和6年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第49 議第120号 令和6年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第50 議第121号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）
- 日程第51 議第122号 令和6年度下呂市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第52 議第123号 令和6年度下呂市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第53 議第124号 令和6年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）

出席議員（14名）

議長	中 島 達 也	1 番	下 平 裕次郎
2 番	桂 川 融 己	3 番	大 西 尚 子
4 番	高 井 範 和	5 番	桂 川 いずみ
6 番	加 藤 久 人	7 番	鷲 見 昌 己
8 番	田 口 琢 弥	9 番	森 哲 士
10 番	田 中 喜 登	11 番	尾 里 集 務

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	山 内 登	副 市 長	田 口 広 宣
教 育 長	中 村 好 一	会 計 管 理 者	中 谷 三 男
総 務 部 長	野 村 穰	ま ち づ く り 推 進 部 長	田 谷 諭 志
地 域 振 興 部 長	大 坪 孝 弘	教 育 委 員 会 会 長	山 中 明 美
環 境 部 長	田 口 昇	農 林 部 長	青 木 秀 史
農 林 部 理 事	大 島 愛 彦	建 設 部 長	大 前 栄 樹
金 山 病 院 院 長	池 戸 美 紀	市 民 保 健 部 長	森 本 千 恵
福 祉 部 長	小 澤 和 博	観 光 商 工 部 長	小 池 雅 之
消 防 長	遠 藤 丙 午	上 下 水 道 部 長	今 村 正 直
小 坂 振 興 所 長	佐 伯 克 典		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	田 添 誠	書 記	細 江 隆 義
-------------	-------	-----	---------

◎開会及び開議の宣告

○議長（中島達也議員）

おはようございます。皆さん、お疲れさまです。

ただいまの出席議員は14人で定足数に達しています。

これより令和6年第6回下呂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、会議システムで配付のとおりであります。

なお、報道機関、広報「げろ」及びCCNより取材の申込みがございましたので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中島達也議員）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、6番 加藤久人議員、7番 鷺見昌己議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（中島達也議員）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの22日間としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は22日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（中島達也議員）

日程第3、諸般の報告を行います。

市長行政報告、議長報告及び例月現金出納検査報告は、会議システムで配付しておりますので御確認ください。

◎報第18号について

○議長（中島達也議員）

日程第4、報第18号 委員長報告を行います。

閉会中において、民生教育まちづくり常任委員会と総務産業建設常任委員会で行政視察が行わ

れておりますので、報告を求めます。

まず、民生教育まちづくり常任委員会、中島委員長。

○民生教育まちづくり常任委員長（中島ゆき子議員）

おはようございます。

令和6年11月5日から11月6日にかけて、民生教育まちづくり常任委員会委員7名と議会事務局職員2名の計9名で、滋賀県甲賀市、東近江市、長浜市、蒲生郡竜王町での管外視察を行いましたので、その報告を申し上げます。

今回の管外視察は、9月30日に市長へ提出しました提案書に記載されたあさぎりサニーランドの新設・移転について、市民誰もが暮らしやすい公共交通の確保・充実に向けた取組についての2項目及び当委員会の今年度調査・研究テーマについて、他の自治体の事例を調査・研究する目的で実施しました。

滋賀県甲賀市では、社会福祉法人信楽福祉会が運営する木造建築による特別養護老人ホーム樹の郷を視察し、温かい木のぬくもりと笑顔の絶えない安心のケアをセールスポイントとする運営について、意見交換を行いました。

特別養護老人ホーム樹の郷は、建築家が設計監修した分棟型の施設です。全館床暖房や医療との連携により排便コントロールに取り組むなど、入所者が過ごしやすい環境を整え、最新設備を導入することにより、介護スタッフの負担軽減に取り組まれていました。今後、あさぎりサニーランドの新設・移転に向けて計画が進められるに当たり、委員会として提言していきたいと考えます。

東近江市では、第9期東近江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について、担当者から説明を受けました。

東近江市の令和6年度の高齢化率は27.5%と下呂市と比べてかなり低いですが、今後、高齢者人口が増加すると見込まれることから、地域包括ケアシステムの推進により、誰もが生きがいをもち、共に支え合いながら安心して暮らし続けることができるまちをつくるを基本目標として、健康寿命を延ばし、元気な100歳を目指す取組を推進されています。

参考になった取組としては、暮らしを豊かにするための外出支援として、お出かけツアーの開催や買物お帰りきっぷ事業、介護用品購入助成は、要介護1以上の在宅高齢者に対して、世帯所得に関係なく月額3,000円を助成する事業などがありました。ほかにも様々な事業に取り組んでみえたので、下呂市でも地域に合った取組ができるように検討していきたいと考えます。

長浜市では、施設一体型義務教育学校の長浜市立余呉小中学校を視察し、後期課程の教頭先生や教育委員会事務局の皆さんと意見交換をしました。

余呉小中学校は、通称鏡岡学園とも言われていますが、平成30年に余呉小学校と鏡岡中学校が一緒になり、旧余呉小学校の施設を利用して施設一体型義務教育学校として開設しました。小学校はグラウンドが狭いので、中学生の部活動は旧鏡岡中学校の施設を使っています。令和6年度は、前期課程小学生が82名、後期課程中学生が39名、合わせて121名です。

意見交換では、義務教育学校の特徴・利点として、9年を通じた教育課程の編成が可能なので、教員交流により前期課程の5年生・6年生の授業で専門教師の指導を受けることができる。低学年の子と接していく中で、中学生が柔和になり、笑顔が増えた。学びのつなぎ教育として4・3・2制で構成されているので、中1ギャップがなくなったなどありました。

課題としては、9年間1クラスなので、人間関係の固定化、6年生がはざまに入るので、存在感、活躍の場をつくる必要があるとの説明があり、参考になりました。

下呂市でも少子化により児童生徒が減少していく中、小・中学校の今後の再編・統合を考えるに当たり、小・中学校がそれぞれ1校ずつある地域では教育学校を検討するなど、今後に向けて参考にしていきたいと考えます。

蒲生郡竜王町では、竜王町が取り組む公共交通について、福祉課、未来創造課の皆さんと意見交換を行い、チョイソコリゅうおうのバスを見学しました。竜王町は面積44.5平方キロメートルでコンパクトな町ですが、移動したい人の移動目的に合った持続可能な移動手段の確保をコンセプトに、公共交通を利用しやすい人に絞った考えの下、事業に取り組んでいます。

取組としては、町内に高校がないため、高校生の通学の補助として、1か月の上限は1万円で通学定期の半額を補助しています。さらに、バスの運行がない夜9時と10時は、予約により夜間特別便相乗りタクシーを無料で利用できます。

令和4年から本格運行している株式会社アイシンが開発したデマンド型公共サービスチョイソコリゅうおうは、主に高齢者の移動を支えています。チョイソコリゅうおうのバス停は、ごみステーションと同様に居住地から半径100メートル以内に収まるように設計されています。アイシンのオペレーションシステムは、複数の市町村が利用しており、オペレーターが多いのでいつでも受付できる利点があることが分かりました。面積が広い下呂市とコンパクトな竜王町では条件が違いますが、地域住民にとって身近で使いやすい公共交通の在り方について検討していきたいと考えます。

提案書に掲載した内容について、視察した自治体の取組は大変参考になりましたので、提言書の提出に向けて検討していきます。

なお、視察の詳細や委員の所感等については、会議システムで配付しました報告書に記載してありますことを申し添えて、委員長報告といたします。

○議長（中島達也議員）

続いて、総務産業建設常任委員会、田中委員長。

○総務産業建設常任委員長（田中喜登議員）

おはようございます。

令和6年10月24日から25日にかけて、総務産業建設常任委員会委員7名と議会事務局職員2名の計9名で、石川県羽咋郡宝達志水町、富山県南砺市、富山県富山市での管外視察を行いました。その報告を申し上げます。

今回の管外視察は、9月30日に市長へ提出しました提案書に記載された防災・減災対策のさら

なる強化に向けて、能登半島地震を受けて及び農地保全が末永くなされていくための2項目に関して、他の自治体の事例を調査・研究する目的で実施しました。

宝達志水町は、石川県のほぼ中央に位置し、下呂市とは旧小坂町時代から交流が始まり、平成18年2月に姉妹都市提携を結んでいます。今回、今年元日に発生した能登半島地震の被災直後の状況、現在の復興状況等について、担当課より説明を受けました。

当日の全庁体制での速やかな対応による避難所の開設、食事・給水・トイレ・入浴等の各種支援の実施状況、広報活動を通じての住民の不便・不安の解消に努めるなどの具体的な職員の方々の動きをつぶさに伺うにつれ、多少なりとも当日の混乱がイメージできましたことは、当委員会として行う提言の内容を万一の場合の状況に、より合致したものに近づけることに大変参考になったと感じております。

また、先方より当日の下呂市の対応に対して非常にありがたかったというお言葉もいただき、正月のさなかにいち早く対応していただいた下呂市職員の皆様に敬意を表するとともに、姉妹都市提携に基づく危機管理体制がしっかりと機能していることを実感いたしました。

次に、南砺市は、富山県の南西端に位置し、面積の約8割が白山国立公園等を含む森林であるほか、庄川や小矢部川等の急流河川を有し、豊かな水に恵まれた全国有数の水田地帯となっており、下呂市とも多分に共通する部分があるように感じました。今回は、集落営農を再生させようとする取組を市が主催して実行されているということで、その具体的な内容について説明を受けてきました。

集落営農の先進地であったかの市も、現在は従事者の高齢化、労働力不足、生産コストの増大等、やはり当市と同じような課題に直面されてみえます。そこで、行政が音頭を取って、集落営農の活性化に向けた挑戦を始める環境をつくることを目的として、集落営農再生塾を開講し、令和5年度に6回、令和6年度は8回の開催を予定されています。開催回数を重ねることにより、各組織に小さなアクションが起こり、意欲ある活動に変わりつつあると伺いました。特に、現状把握のためのアンケートを大事にされ、再生塾の方針を、自分たちで経営理念を決めるといった自主性を重んじているところが印象に残りました。

今後の下呂市の農地保全、農業の活性化ばかりでなく、地域コミュニティーの確立にもつながるヒントをたくさん見いだすことができた有意義な視察となりました。

次に、富山市は、富山県のほぼ中央から南東部までを占め、北には富山湾、東には立山連峰、西には丘陵山村地帯が連なり、南は豊かな田園風景や森林が広がっています。我が下呂市とも、JR高山線、国道41号線につながっており、薬の町としても有名で、特に北部の皆様には親近感の湧く町ではないでしょうか。

さらに、富山市は、公共交通を軸にした拠点集中型のコンパクトなまちづくりを政策の中心に据えられ、中心市街地の活性化に取り組んでこられました。今回は、その政策の一環として設置運営されている地場もんや総本店設置事業の詳細について伺ってまいりました。

ここの運営は、富山市及び県内企業が出資して設立した株式会社富山市民プラザが担っており、

市内の農産物の販売を中心に年間を通して営業されています。各地域の特産物をブランド化し、地場産品の販売・消費・生産維持を目的とする施設で、平成22年の開設以降、右肩上がりで売上げを伸ばしており、出荷される会員数も年々増加されてみえます。現状維持に甘んじることなく、SNS等を利用して積極的な販売戦略も展開されていました。

こういった施設の存在は、生産者にとっては生產品のはけ口として非常にありがたく、また消費者にとっても気軽に安価でおいしい農産物が購入できる環境が整っていると言えるのではないのでしょうか。広大な面積の下呂市ではなかなかハードルが高いシステムだと思いますけれども、見方を変えて、もっと地産地消を促進するような政策を当委員会としても今後提案していけたらと考えております。

なお、視察の詳細や委員の所感については、会議システムで配付しました報告書に記載しておりますことを申し添えて、総務産業建設常任委員会の管外視察の委員長報告といたします。

◎承第6号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也議員）

日程第5、承第6号 専決処分の承認について（令和6年度下呂市一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

承第6号について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

おはようございます。

それでは、議案書の3ページをお開きください。

承第6号 専決処分の承認について（令和6年度下呂市一般会計補正予算（第8号））。

別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。令和6年11月29日提出。

提案理由でございます。衆議院解散に伴い、第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査について、速やかに執行するための予算の増額補正を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

続いて、4ページを御覧ください。

令和6年10月1日付の専決処分書です。詳細は補正予算書にて説明をいたします。

5ページを御覧ください。

令和6年度下呂市一般会計補正予算（第8号）。

令和6年度下呂市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,365万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ246億3,464万3,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によるものです。

事項別明細書で説明をいたしますので、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

16款県支出金、3項委託金、1目総務費県委託金2,365万2,000円の増額は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に係る県委託金で、歳出事業費全額を計上しています。

9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費、4項選挙費、3目国政選挙費、説明欄上段の衆議院議員総選挙費2,327万7,000円の増額は、第50回衆議院議員総選挙の執行に係る経費でございます。

10ページをお願いいたします。

同じく3目国政選挙費、説明欄中段の最高裁判所裁判官国民審査費37万5,000円の増額は、第26回最高裁判所裁判官国民審査の執行に係る経費でございます。

以上で、承第6号 令和6年度下呂市一般会計補正予算（第8号）の説明を終わります。御承認のほどよろしく願いをいたします。

○議長（中島達也議員）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました承第6号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、承第6号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

承第6号 専決処分の承認について（令和6年度下呂市一般会計補正予算（第8号））、本件

を承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、承第6号については承認することに決定いたしました。

◎同第12号から同第26号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也議員）

日程第6、同第12号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第7、同第13号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第8、同第14号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第9、同第15号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第10、同第16号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第11、同第17号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第12、同第18号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第13、同第19号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第14、同第20号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第15、同第21号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第16、同第22号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第17、同第23号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第18、同第24号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第19、同第25号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、日程第20、同第26号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、以上15件を一括議題といたします。

同第12号から同第26号までの15件について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登）

ただいま一括上程されました同第12号から同第26号までの下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて御説明を申し上げます。

この15議案につきましては、その功労が特に顕著で、下呂市功労者等表彰条例の基準を満たすと認められた表彰をしたいということで、議会の同意を求めるものでございます。

同意を求める15名の方を御説明申し上げます。

それでは、議案書14ページを御覧ください。

同第12号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて。

次の者を下呂市功労者として表彰したいので、下呂市功労者等表彰条例第3条の規定により、議会の同意を求める。

氏名、伊藤厳悟、住所、年齢は記載のとおりでございます。表彰領域は地方自治で、功績は市議会議員でございます。令和6年11月29日提出。

提案理由でございますが、下呂市功労者等表彰条例に規定する、その功労が特に顕著であると認めるためでございます。

以下、同第13号から26号についても、提案理由は同じでありますので、氏名、表彰領域、功績のみを御説明いたします。

15ページを御覧ください。

同第13号、氏名、吾郷孝枝、表彰領域は地方自治で、功績は市議会議員でございます。

16ページを御覧ください。

同第14号、氏名、一木良一、表彰領域は地方自治で、功績は市議会議員でございます。

17ページを御覧ください。

同第15号、氏名、中島巳代治、表彰領域は社会福祉で、功績は介護認定審査会委員であります。

18ページを御覧ください。

同第16号、氏名、藤岡均、表彰領域は社会福祉で、功績は介護認定審査会委員でございます。

19ページを御覧ください。

同第17号、氏名、大塚正議、表彰領域は社会福祉で、功績は介護認定審査会委員でございます。

20ページを御覧ください。

同第18号、氏名、富永二三子、表彰領域は社会福祉で、功績は介護認定審査会委員でございます。

21ページを御覧ください。

同第19号、氏名、今枝由貴、表彰領域は社会福祉で、功績は介護認定審査会委員でございます。

22ページを御覧ください。

同第20号、氏名、山内茂義、表彰領域は社会福祉で、功績は介護認定審査会委員でございます。

23ページを御覧ください。

同第21号、氏名、小池利幸、表彰領域は社会福祉で、功績は介護認定審査会委員でございます。

24ページを御覧ください。

同第22号、氏名、島村久美子、表彰領域は社会福祉で、功績は介護認定審査会委員でございます。

25ページを御覧ください。

同第23号、氏名、ニッ谷真、表彰領域は社会福祉と保健衛生で、功績は介護認定審査会委員と学校歯科医でございます。

26ページを御覧ください。

同第24号、氏名、青島史尚、表彰領域は保健衛生で、功績は保健衛生関係団体の連合体の役員で長の経歴を有する者でございます。

27ページを御覧ください。

同第25号、氏名、中川鏑一、表彰領域は教育文化で、功績は文化財審議会委員でございます。

28ページを御覧ください。

同第26号、氏名、矢島実、表彰領域は教育文化で、功績は社会教育委員でございます。

説明は以上でございます。同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中島達也議員）

これより本15件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました同第12号から同第26号までの15件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、同第12号から同第26号までの15件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本15件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本15件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

同第12号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第12号については同意することに決定いたしました。

同第13号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第13号については同意することに決定いたしました。

同第14号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第14号については同意することに決定いたしました。

同第15号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意する

ことに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第15号については同意することに決定いたしました。

同第16号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第16号については同意することに決定いたしました。

同第17号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第17号については同意することに決定しました。

同第18号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第18号については同意することに決定いたしました。

同第19号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第19号については同意することに決定いたしました。

同第20号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第20号については同意することに決定いたしました。

同第21号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第21号については同意することに決定いたしました。

同第22号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第22号については同意することに決定いたしました。

同第23号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、同第23号については同意することに決定いたしました。

同第24号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、同第24号については同意することに決定いたしました。

同第25号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、同第25号については同意することに決定いたしました。

同第26号 下呂市功労者表彰につき同意を求めることについて、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、同第26号については同意することに決定いたしました。

◎議第92号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也議員）

日程第21、議第92号 財産の取得についてを議題といたします。

議第92号について、提案理由の説明を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山中明美）

議案書の29ページを御覧ください。

議第92号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

1. 取得する財産、小・中学校教職員用パソコン等機器一式。こちらは、市内小・中学校教職員用のパソコンの老朽化に伴い、小学校63台、中学校36台の合計99台を更新するものです。2. 取得価格、2,749万円でございます。3. 取得の相手方、岐阜県下呂市萩原町萩原1500番地3、株式会社飛驒コンピュータサービス、代表取締役 日下部鉄彦。4. 取得の理由、小・中学校で使用する教職員用パソコン機器を更新するため。令和6年11月29日提出。

提案理由でございます。小・中学校教職員用パソコン機器の予定価格が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する「議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ」に該当するためでございます。

30ページは、入札執行結果公表一覧表でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

よって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第92号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第92号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第92号 財産の取得について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第92号は原案のとおり可決されました。

◎議第93号から議第98号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也議員）

日程第22、議第93号 令和6年度下呂市一般会計補正予算（第9号）、日程第23、議第94号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）、日程第24、議第95号 令和6年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）、日程第25、議第96号 令和6年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）、日程第26、議第97号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第3号）、日程第27、議第98号 令和6年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第2号）以上6件を一括議題といたします。

議第93号から議第98号までの6件について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登）

ただいま一括上程されました議第93号から議第98号までの補正予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費に係る補正で、12月中の支給に対応するために早期の予算化が必要なものとして編成したものです。内容は、令和6年度の人事異動などの影響を踏まえ調整した給与費の増減補正及び会計年度任用職員の異動に伴う増減補正などを計上しております。

詳細につきましては、各担当部長が説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第93号について、詳細説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

それでは、議第93号 令和6年度下呂市一般会計補正予算（第9号）の詳細説明を申し上げます。

表紙に、議第93号から議第98号と表示している補正予算書の3ページを御覧ください。

令和6年度下呂市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額から、それぞれ5,300万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ245億8,164万3,000円とするものです。款項の区分、金額等は第1表 歳入歳出予算補正によるものです。令和6年11月29日提出。

補正内容は、事項別明細書にて説明いたしますので、9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金5,300万円の減額は、今回の補正の財源調整として財政調整基金繰入金を減額するものです。

次に、歳出でございます。

歳出予算につきましては、令和6年度の人事異動等の影響による給料、手当及び会計年度任用職員の異動に伴う報酬や給料の過不足の調整、また特別会計の人件費補正に係る繰出金について補正計上しております。人件費については、給与費明細書で増減分を説明いたしますので、人件費補正を除き、事項別明細書で説明をさせていただきます。

18ページを御覧ください。

上段の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、特別会計繰出金76万4,000円の増額は、国民健康保険事業特別会計（事業勘定）の給与等の補正に対し、繰出金を増額するものでございます。

その下、4目介護保険費の特別会計繰出金2,149万1,000円の減額は、給与等の補正に係る介護保険特別会計（保険事業勘定）繰出金669万2,000円の減額と介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）繰出金1,479万9,000円を減額するものでございます。

25ページを御覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、中段やや下の特別会計繰出金564万3,000

円の増額は、こちらも同様の給与等の補正に係る国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）繰出金を増額するものでございます。

続いて、42ページを御覧ください。

中段の14款予備費は、歳入歳出の財源調整として33万5,000円を増額するものでございます。

43ページを御覧ください。

給与費明細書により人件費補正の内容を御説明させていただきます。

特別職の給与費明細書でございます。

表の比較欄の共済費を御覧ください。

負担率の改定により、共済費を14万5,000円を増額するものでございます。

44ページをお願いいたします。

一般職の明細書となります。

上の表、総括の比較欄を御覧ください。

給料は5,423万円の減額、職員手当は868万4,000円を増額、共済費は113万8,000円を減額するものです。職員手当の内訳は下の表のとおりですが、増減理由については次ページで説明をさせていただきますので、45ページをお願いいたします。

給料及び職員手当の増減額の明細でございます。

表一番上の給料は、その他の増減分で5,423万円を減額するもので、前年度人件費を基礎として算定した当初の人件費に対し、人事異動や昇給の影響を踏まえ、必要な経費を算出し、補正額としています。

その下の職員手当は868万4,000円を増額するもので、異動に伴う調整のほか、職員時間外勤務手当1,460万円、管理職員特別勤務手当92万4,000円を増額は、衆議院議員総選挙の準備、南飛騨 Art Discoveryの開催などによるもので、管理職手当388万円の増額は、課の新設等によるものでございます。

また、児童手当法改正に伴う児童手当346万5,000円を増額しております。

46ページを御覧ください。

会計年度任用職員の明細書でございます。

上の表、総括の比較欄を御覧ください。

報酬は326万9,000円の減額、給料は131万3,000円を増額、職員手当は54万1,000円を増額、社会保険料は368万1,000円を増額、共済費は313万円を増額するもので、職員手当の内訳は下の表のとおりでございます。

以上で令和6年度下呂市一般会計補正予算（第9号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第94号について詳細説明を求めます。

市民保健部長。

○市民保健部長（森本千恵）

補正予算書の48ページを御覧ください。

議第94号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）の詳細説明を申し上げます。

令和6年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ76万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億9,375万6,000円とするものです。款項の区分、金額等は第1表 歳入歳出予算補正によるものです。令和6年11月29日提出。

補正内容は事項別明細書にて説明しますので、51ページを御覧ください。

歳入でございます。

9款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金76万4,000円は、職員給与費等による増額補正でございます。

52ページに移っていただき、歳出でございます。

歳出予算につきましては、全て人事異動などの影響による一般職の給料、手当、共済費、退職手当組合負担金など、過不足額の調整について補正計上しております。

増減分については給与費明細書にて説明いたしますので、54ページを御覧ください。

上の表の総括の比較欄を御覧ください。

給料は35万9,000円の増額、職員手当は85万1,000円の増額、共済費は5万8,000円を増額するものです。

職員手当の内訳は下の表のとおりでございます。

以上が令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）の説明となります。御審議のほどお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第95号及び議第96号について詳細説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（小澤和博）

補正予算書の56ページを御覧ください。

議第95号 令和6年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）の詳細説明を申し上げます。

令和6年度下呂市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,479万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,073万9,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和6年11月29日提出。

補正内容は事項別明細書にて説明いたしますので、59ページを御覧ください。

歳入でございます。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金1,479万9,000円の減額は、歳出予算の減額に伴い、一般会計繰入金を減額するものです。

60ページに移っていただき、歳出でございます。

歳出予算につきましては、全て人事異動などの影響による一般職の給料、手当、共済費、退職手当組合負担金及び会計年度任用職員の異動に伴う報酬や手当など過不足額の調整について補正計上しております。

60ページから61ページにかけては、小坂老人保健施設職員の異動に伴う増減補正。61ページ下段から62ページ中段にかけては、小坂介護医療院職員の異動に伴う増減補正。62ページ下段から63ページにかけては、居宅予防サービス計画事業職員の異動に伴う増減補正を計上しております。

増減分については給与費明細書にて説明いたしますので、64ページを御覧ください。

一般職の明細書です。

上の表の総括の比較欄を御覧ください。

給料は1,226万1,000円の減額、職員手当は106万2,000円の減額、共済費は248万7,000円を減額するものです。職員手当の内訳は下の表のとおりです。

66ページを御覧ください。

会計年度任用職員の明細書です。

上の表の総括の比較欄を御覧ください。

報酬は182万7,000円の増額、職員手当は62万5,000円の減額、社会保険料23万5,000円の増額、共済費は29万5,000円を増額するもので、職員手当の内訳は下の表のとおりです。

以上が令和6年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）の説明となります。

引き続き、68ページを御覧ください。

議第96号 令和6年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）の詳細説明を申し上げます。

令和6年度下呂市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ65万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億3,873万7,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和6年11月29日提出。

補正内容は事項別明細書にて説明いたしますので、71ページを御覧ください。

歳入でございます。

4 款国庫支出金、2 項国庫補助金350万4,000円の増額と、6 款県支出金、3 項県補助金175万

2,000円の増額は、異動に伴う包括支援センターの人件費増額分に対し交付金を増額するものです。

10款繰入金、1項一般会計繰入金は、異動に伴う人件費の増減に対する一般会計からの繰入れで、補正額の合計として669万2,000円を減額するものです。

72ページに移っていただき、10款繰入金、2項基金繰入金の209万4,000円の増額は、地域支援事業に要する地域包括支援センターの人件費の増額に対し繰入れするものです。

次に、歳出でございます。

歳出予算につきましては、全て人事異動などの影響による給料、手当、共済費、退職手当組合負担金及び会計年度任用職員の異動に伴う手当の過不足額の調整について補正計上しております。

増減額については、給与費明細書で増減分を説明いたしますので、76ページを御覧ください。

一般職の明細書です。

上の表の総括の比較欄を御覧ください。

給料は57万9,000円の増額、職員手当は9万4,000円の減額、共済費は44万円を増額するものです。職員手当の内訳は、下の表のとおりです。

78ページを御覧ください。

会計年度任用職員の明細書です。

上の表の総括の比較欄を御覧ください。

職員手当の期末手当を5,000円増額するものです。

以上で、令和6年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第97号について詳細説明を求めます。

なお、先ほどの議第94号について、詳細説明のときの発言を一部訂正したいという旨の申出がございまして、併せて許可いたします。

市民保健部長。

○市民保健部長（森本千恵）

初めに、発言の訂正をお願いいたします。

議第94号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）の詳細説明におきまして、54ページ、職員給与費の比較欄の説明の際、給与費35万9,000円の増額と申し上げましたが、正しくは35万9,000円の減額でございます。訂正をお願いいたします。誠に申し訳ございませんでした。

引き続き、80ページを御覧ください。

議第97号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第3号）の詳細説明を申し上げます。

令和6年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第3号）は、次に

定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ564万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,386万7,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和6年11月29日提出。

補正内容は事項別明細書にて説明しますので、83ページを御覧ください。

歳入でございます。

7款繰入金、1項繰入金564万3,000円の増額は、移動等に伴う人件費増額分を一般会計から繰り入れるものでございます。

84ページに移っていただき、歳出でございます。

歳出予算につきましては、全て人事異動などの影響による一般職の給料、手当、共済費、退職手当組合負担金及び会計年度任用職員の異動に伴う報酬や手当など、過不足額の調整について補正計上しております。

増減分は給与費明細書で説明いたしますので、87ページを御覧ください。

一般職の明細書です。

上の表の総括の比較欄を御覧ください。

給料は231万円の増額、職員手当は384万5,000円の増額、共済費は128万7,000円を減額するものです。

職員手当の内訳は、下の表のとおりでございます。

89ページを御覧ください。

会計年度任用職員の明細書です。

上の表の総括の比較欄を御覧ください。

報酬は17万9,000円の減額、給料は275万6,000円の増額、職員手当は18万8,000円の増額、社会保険料40万8,000円の増額をするもので、職員手当の内訳は下の表のとおりです。

以上が、令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第3号）の説明となります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第98号について詳細説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（小池雅之）

それでは、補正予算書91ページを御覧ください。

議第98号 令和6年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第2号）です。

第1条、令和6年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出の第1款下呂温泉合掌村事業費用は、第1項営業費用で293万7,000円を増額補正し、補正後の額を2億4,847万7,000円とするものです。

第3条、予算第7条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(1)職員給与費について270万7,000円を増額補正し、補正後の額を8,444万1,000円とするものです。令和6年11月29日提出。

それでは、実施計画明細書で詳細を説明しますので、101ページを御覧ください。

収益的支出の第1款下呂温泉合掌村事業費用、1項営業費用293万7,000円のうち、1目一般管理費278万8,000円を増額は、一般職員の異動等に伴い、付記の給料から負担金までの各項目の予算額を補正するものです。

2目施設経営費14万9,000円を増額につきましても、会計年度任用職員の異動等に伴い、付記の給料から負担金までの各項目の予算額を補正するものでございます。

以上で、議第98号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

休憩いたします。再開は10時45分といたします。

午前10時37分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（中島達也議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本6件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第93号から議第98号までの6件については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第93号から議第98号までの6件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本6件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本6件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第93号 令和6年度下呂市一般会計補正予算（第9号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第93号は原案のとおり可決されました。

議第94号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第94号は原案のとおり可決されました。

議第95号 令和6年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第95号は原案のとおり可決されました。

議第96号 令和6年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第96号は原案のとおり可決されました。

議第97号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第3号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第97号は原案のとおり可決されました。

議第98号 令和6年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第2号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第98号は原案のとおり可決されました。

◎議第99号から議第116号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（中島達也議員）

日程第28、議第99号 下呂市第三次総合計画基本構想の策定について、日程第29、議第100号 下呂市過疎地域持続的発展計画の変更について、日程第30、議第101号 財産の譲与について、日程第31、議第102号 下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設の指定管理者の指定について、日程第32、議第103号 下呂市道の駅南飛驒小坂はなももの指定管理者の指定について、日程第

33、議第104号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森の指定管理者の指定について、日程第34、議第105号 下呂市飛騨川温泉しみずの湯の指定管理者の指定について、日程第35、議第106号 字の区域の変更について、日程第36、議第107号 下呂市税条例の一部を改正する条例について、日程第37、議第108号 下呂市宿泊税条例について、日程第38、議第109号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について、日程第39、議第110号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について、日程第40、議第111号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森条例の一部を改正する条例について、日程第41、議第112号 下呂市印鑑条例の一部を改正する条例について、日程第42、議第113号 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議について、日程第43、議第114号 下呂市屋外広告物条例の一部を改正する条例について、日程第44、議第115号 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について、日程第45、議第116号 下呂市中小企業・小規模企業振興基本条例について、以上18件を一括議題といたします。

初めに、議第99号から議第102号までの4件について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

それでは、議案書の31ページをお願いいたします。

議第99号 下呂市第三次総合計画基本構想の策定について。

下呂市第三次総合計画基本構想を別冊のとおり策定するに当たり、下呂市総合計画策定条例第4条の規定により、議会の議決を求める。令和6年11月29日提出。

提案理由でございます。下呂市第二次総合計画が令和6年度をもって終期を迎えることから、令和7年度から令和22年度までの期間において、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、下呂市第三次総合計画基本構想を定めるものでございます。

基本構想の概要につきましては、別冊資料により御説明をさせていただきます。

別冊資料の3ページを御覧ください。

計画の位置づけとしましては、下呂市総合計画は下呂市のあるべき姿と進むべき方向を示すものであり、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための最上位の行政計画となります。

計画の構成は、基本構想、基本計画、実施計画となっており、計画期間については、基本構想が人口構造の大きな変容とインフラの更新需要が高まることが予想される2040年を見据え、16年間としています。

基本計画は、社会情勢の変化に対応し、実効性のある計画とするため、市長任期と合わせた4年とし、実施計画は1年ごとに見直しをしていくこととなります。

4ページをお願いいたします。

4ページには、計画で大切にすることとして記載をさせていただいております。

続いて、6ページをお願いいたします。

6ページには、目指すまちの将来像を、「ぬくもり つながり わくわく下呂市」と掲げさせていただいております。

8 ページをお願いいたします。

8 ページには、まちづくりの理念を「未来につなぐ ふるさとづくり」として掲載をさせていただいております。

また、重点テーマとして、市民一人一人のウェルビーイングを追求し、身体的・精神的な健康だけでなく、環境、社会、経済の要素をバランスよく捉えつつ、持続可能な豊かさを築き上げ、未来に向けたまちづくりを進めていくこととしています。

続いて、9 ページをお願いいたします。

まちの将来像の実現に向けた分野別に8つの基本目標を掲載しています。

続いて10ページをお願いいたします。

こちらには、SDGsとの関わりを掲載させていただいております。

11ページをお願いいたします。

基本目標の軸となるパートナーシップの考え方を掲載させていただいております。

12ページをお願いいたします。

こちらには、基本目標を達成するために必要な考え方として、健全な財政運営を掲載しております。

続いて、13ページをお願いいたします。

こちらにも基本目標を達成するための必要な考え方として、公共施設の再配置と適正化を掲載させていただいております。

14ページをお願いいたします。

こちらには基本構想図を。

15ページをお願いいたします。

こちらには基本構想体系図を掲載させていただいております。

以上で説明を終わります。

続いて、議案書の32ページをお願いいたします。

議第100号 下呂市過疎地域持続的発展計画の変更について。

別紙のとおり下呂市過疎地域持続的発展計画を変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同法第8条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。令和6年11月29日提出。

提案理由でございます。総務省所管の過疎地域持続的発展支援交付金を活用して、過疎地域集落再編整備事業を実施するため、下呂市過疎地域持続的発展計画（令和3年度から令和7年度）に事業内容等を追加するものでございます。

変更概要について御説明をさせていただきます。

議案書の33ページを御覧ください。

区分10. 集落の整備の計画本文に追記を行うとともに、事業名、事業内容の追加を行うものでございます。

説明は以上でございます。

続いて、議案書の34ページをお願いいたします。

議第101号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲渡することについて議会の議決を求める。

1. 譲与する財産は、美輝の里周辺土地及び馬瀬川温泉の源泉に関連する施設。詳細は別紙のとおりでございます。2. 譲与する相手方は、下呂市馬瀬西村1695番地、馬瀬総合観光株式会社、代表取締役 今井弘之氏でございます。3. 譲与する理由は、使用貸借契約に基づき、馬瀬総合観光株式会社に無償貸付している美輝の里周辺土地及び馬瀬川温泉の源泉に関連する施設について、諸条件が整ったことにより、当該財産を贈与するものでございます。令和6年11月29日提出。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

こちらについての説明は以上でございます。

続いて、議案書の36ページをお願いいたします。

議第102号 下呂市まち・ひと・しごと情報交流施設の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

1. 施設の名称は、下呂市オーガニックワークプレイス。

2. 指定管理者となる団体は、岐阜県下呂市森2312番地6、特定非営利活動法人みらいろ、理事長 向野優子氏。

3. 指定の期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間でございます。令和6年11月29日提出。

提案理由は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第103号から議第104号までの2件について提案理由の説明を求めます。

小坂振興事務所長。

○小坂振興事務所長（佐伯克典）

それでは、議案書の37ページをお開きください。

議第103号 下呂市道の駅南飛驒小坂はなももの指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

施設は、下呂市道の駅南飛驒小坂はなもも。

指定管理者となる団体は、岐阜県下呂市小坂町赤沼田811番地の1、飛驒小坂観光株式会社、代表取締役 二村貢正。

指定管理期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間でございます。令和6年11月29日提出。

提案理由でございます。地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、38ページをお開きください。

議第104号 下呂市飛驒小坂ふれあいの森の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

施設は、下呂市飛驒小坂ふれあいの森。

指定管理者となる団体は、岐阜県下呂市小坂町無数原480番地1、株式会社大清、代表取締役大森清雄。

指定管理期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3か年でございます。令和6年11月29日提出。

提案理由でございます。地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第105号について提案理由の説明を求めます。

市民保健部長。

○市民保健部長（森本千恵）

議案書の39ページを御覧ください。

議第105号 下呂市飛驒川温泉しみずの湯の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

1. 施設の名称、下呂市飛驒川温泉しみずの湯。

2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市萩原町四美1426番地1、株式会社ホリスティック南飛驒、代表取締役 和田剛。

指定管理の期間、令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間でございます。令和6年11月29日提出。

提案理由でございます。地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第106号について提案理由の説明を求めます。

農林部長。

○農林部長（青木秀史）

議案書40ページをお願いします。

議第106号 字の区域の変更について。

地方自治法第260条第1項の規定により、字の区域を別紙のとおり変更したいので、議会の議

決を求める。令和6年11月29日提出。

提案理由でございます。土地改良法による数人共同施行土地改良事業（尾崎田地区）の施行に伴い、字の区域を変更しようとするものです。

変更の内容につきましては、議案書41ページをお願いします。

土地改良事業による農地の区画整理で、萩原町尾崎字尾崎田の一部を萩原町尾崎字中北に字の区域を変更し、萩原町尾崎字中北の一部を萩原町尾崎字尾崎田に字の区域を変更するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第107号から議第108号までの2件について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（野村 穰）

それでは、議案書の46ページをお開きください。

議第107号 下呂市税条例の一部を改正する条例について。

下呂市税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和6年11月29日提出。

提案理由は、地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法の一部を改正する法律の公布に伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要でございます。これは、公益信託制度の見直しに伴う所得税法の改正による本市条例の引用部分の改正及び私立学校法の改正を受けた地方税条例の改正に伴う本市条例の引用部分の改正でございます。

続いて、52ページを御覧ください。

議第108号 下呂市宿泊税条例について。

下呂市宿泊税条例を、別紙のとおり定める。令和6年11月29日提出でございます。

提案理由でございます。安定した観光振興の財源確保を目的に、地方税法第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を導入するため、当該条例を制定するものでございます。

概要としましては、旅館業法第2条第1項に定める下宿営業を除く旅館業に係る施設及び住宅民泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊業、いわゆる民泊に係る住宅である宿泊施設の宿泊に対し、その宿泊者に宿泊税を課すこと及び手続を定める条例でございます。

税率については、宿泊料金が1泊5,000円未満である場合は100円、5,000円以上である場合は200円としております。

条例の施行日は規則で定め、施行の日以降の宿泊から適用することとしております。

また、条例の施行後3年を経過した時点で、社会経済情勢等の変化等を勘案し、本制度について検討し、必要に応じて所要の措置を講ずるものとしており、その後も5年おきに同様の検討を行うこととしております。

以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第109号から議第110号までの2件について、提案理由の説明を求めます。
まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

それでは、議案書の63ページをお開きください。

議第109号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について。

下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和6年11月29日提出。

提案理由でございます。市営住宅に対する多様な需要に対応し、本来の入居対象者の入居が阻害されない範囲内で、地域の実情に対応した弾力的な活用を実施するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要としましては、公営住宅地域対応活用計画が国土交通省中部地方整備局長の承認を受けた場合にあっては、市内事業者が社宅等の目的で市営住宅を使用できるよう許可をするものでございます。法に規定する市営住宅の入居の対象となる者以外の方々が、使用できるということになります。

説明は以上でございます。

続いて、議案書の66ページをお願いいたします。

議第110号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について。

下呂市基金条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和6年11月29日提出。

提案理由でございます。新たな基金の設置を行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要としましては、新たに下呂市市内JR駅整備基金及び下呂市下呂温泉街賑わいづくり基金を設置するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第111号について提案理由の説明を求めます。

小坂振興事務所長。

○小坂振興事務所長（佐伯克典）

それでは、議案書の69ページをお開きください。

議第111号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森条例の一部を改正する条例について。

下呂市飛騨小坂ふれあいの森条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和6年11月29日提出。

提案理由でございます。下呂市飛騨小坂ふれあいの森の利用期間を撤廃し、通年利用を可能とするため、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要につきましては、条例第9条関係で施設の休館日を設けないものとし、指定管理者が必要に応じて市長の承認を得て、休館日を設けることができることとします。

附則関係では、施行日を令和7年4月1日に規定するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第112号から議第113号までの2件について、提案理由の説明を求めます。

市民保健部長。

○市民保健部長（森本千恵）

議案書の72ページを御覧ください。

議第112号 下呂市印鑑条例の一部を改正する条例について。

下呂市印鑑条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和6年11月29日提出。

提案理由でございます。マイナンバーカードの利用拡大や市民の利便性向上を目的として、マイナンバーカードで印鑑登録証明書の交付ができるよう、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要としましては、第10条関係で制限はありますが、市役所窓口において印鑑登録証の掲示に代えてマイナンバーカードを掲示することで印鑑登録証明書の申請及び交付ができるようにするもので、附則関係で施行日を定めるものでございます。

続きまして、75ページを御覧ください。

議第113号 電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議について。

電子情報処理による戸籍事務の委託に関する規約を別紙のとおり廃止することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。令和6年11月29日提出。

提案理由でございます。各務原市、山田市及び美濃加茂市で共同利用を行っている戸籍電子情報処理システムをクラウド化するため、事務の委託を廃止するものでございます。

以上2議案について、御審議のほどお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第114号について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（大前栄樹）

議案書の77ページをお開きください。

議第114号 下呂市屋外広告物条例の一部を改正する条例について。

下呂市屋外広告物条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和6年11月29日提出。

提案理由でございます。屋外広告物の安全性を確保するため、管理義務、点検義務等の安全管理に関する規定について、国の屋外広告物条例ガイドラインが改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要としまして、管理義務の厳格化、点検義務の明文化、除却義務の強化を図るものでございます。

附則関係では、施行日を規定するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第115号から議第116号までの2件について提案理由の説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（小池雅之）

それでは、議案書の88ページを御覧ください。

議第115号 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について。

下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和6年11月29日提出。
提案理由でございます。観光客や市民の利便性の向上を図るため、新設される駐車場の追加や温泉街の既存駐車場の名称変更及び駐車サービス券の取扱いを定めるため、当該条例の一部を改正するものでございます。

概要としましては、旧下呂温泉病院リハビリ等跡地に新設されます駐車場を下呂温泉第3駐車場として追加するとともに、既存の下呂温泉街の駐車場を下呂温泉第1から第4駐車場と統一的な分かりやすい名称に変更します。

また、商店街等に活用いただける駐車サービス券の取扱いを規定し、市民の利便性の向上を図るものでございます。

続きまして、議案書92ページを御覧ください。

議第116号 下呂市中小企業・小規模企業振興基本条例について。

下呂市中小企業・小規模企業振興基本条例を、別紙のとおり定める。令和6年11月29日提出。
提案理由でございます。中小企業基本法の改正及び小規模企業振興基本法の制定を踏まえ、下呂市における中小企業等の振興に関する基本的な理念や関係機関の責務、役割を示すため、当該条例を制定するものでございます。

概要としましては、中小企業の振興が地域経済にとって重要であるとの基本的な考え方を示し、中小企業を支援するための市の取組や、中小企業、商工会、金融機関、教育機関などの役割を定め、市民の理解と協力を得ながら中小企業を支援していくことを示すものでございます。

さらに、中小企業を振興するための具体的な計画の策定や、財政上の措置について規定するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

これより、本18件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

議第99号から議第116号までの18件については、会議システムで配付してあります付託表のと

おり、所管の常任委員会に付託します。

◎議第117号から議第124号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（中島達也議員）

日程第46、議第117号 令和6年度下呂市一般会計補正予算（第10号）、日程第47、議第118号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）、日程第48、議第119号 令和6年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3号）、日程第49、議第120号 令和6年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）、日程第50、議第121号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）、日程第51、議第122号 令和6年度下呂市水道事業会計補正予算（第2号）、日程第52、議第123号 令和6年度下呂市下水道事業会計補正予算（第2号）、日程第53、議第124号 令和6年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）、以上8件を一括議題といたします。

議第117号から議第124号までの8件について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登）

ただいま一括上程されました議第117号から議第124号までの補正予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入では、見込まれる市税の増額分を当該年度に必要な事業の財源として活用できるよう予算化し、歳出では、今後予定する大型プロジェクトを見据え、新たな基金の積立てや新年度からの宿泊税導入に向けた準備経費、その他事務事業の進捗状況などに沿った見直しなど、第3四半期を終えようとする中、年度内に対応しなければならない予算を計上しております。

新たな基金の積立てとしては、今後予定するJR下呂駅の整備をはじめ、市内のその他の駅整備に向けた積立てと、民間を主体とした下呂温泉街のにぎわいづくりを推進するため、民間事業者への助成事業の財源となる基金の積立てを計上しております。

新年度からの宿泊税の導入に向けた準備経費としては、令和7年10月からの導入に向けて、必要なシステム改修費と宿泊客への周知、広報活動に係る経費を、その他第3四半期を終えようとする中、補正の必要が生じた事務事業としては、結婚・子育て支援では、乳幼児、小・中・高校生の医療費助成や結婚・新生活支援事業補助金の増額、移住定住促進として移住促進住宅購入費等助成事業補助金の増額、児童手当法改正に伴う児童手当給付費の増額、金山地域のふれあいパークの遊具整備費の増額、令和7年度新入学児童へ無償配付するランドセル購入費とランドセル購入済みの御家庭への祝い金、下呂温泉病院周辺用地の取得に向けた区画整理事業の調査計画書作成費、馬瀬中切地区での森林所有者意向調査委託料などを予算計上しております。

詳細につきましては、各担当部長が御説明をいたしますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第117号について詳細説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

それでは、議第117号 令和6年度下呂市一般会計補正予算（第10号）の詳細説明を申し上げます。

補正予算書の3ページを御覧ください。

令和6年度下呂市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億225万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ249億8,389万9,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。

第2条は繰越明許費の補正で、繰越明許費の追加は、第2表 繰越明許費補正によります。

第3条は債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加、変更は、第3表 債務負担行為補正によります。

第4条は地方債の補正で、地方債の追加、変更は、第4表 地方債補正によるものでございます。令和6年11月29日提出。

4ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

まずは歳入について御説明を申し上げます。

1款市税は2,812万2,000円の増額、13款分担金及び負担金は1,381万6,000円の増額、15款国庫支出金は1億571万円の増額、16款県支出金は2,709万1,000円の増額、17款財産収入は553万4,000円の増額、18款寄附金は810万2,000円の増額、19款繰入金は1億6,715万2,000円の増額。

続いて、5ページをお願いいたします。

21款諸収入は562万9,000円の増額、22款市債は4,110万円の増額。

続いて、6ページをお願いいたします。

歳出の主なものを御説明申し上げます。

2款総務費は2億1,100万4,000円の増額、3款民生費は8,620万9,000円の増額、衛生費は942万3,000円の増額、農林水産業費は854万1,000円の増額、商工費は1,393万3,000円の増額、土木費は1,713万9,000円の減額。

続いて、7ページをお願いいたします。

10款教育費は1,090万9,000円の増額、11款災害復旧費は8,305万9,000円の増額、12款公債費は901万5,000円の減額を計上いたしました。

14款予備費は469万3,000円を計上しています。

続いて、8ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正の追加でございます。

年度内の完了が見込めない10の事業について繰越明許費を計上するもので、事業名、金額については表にお示しをしたとおりでございます。

9ページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正の追加と変更でございます。

追加するものは、令和6年度中から事務を進める必要がある事業として、委託業務等が3事業、指定管理業務が4事業、そのほか下呂温泉病院周辺用地の購入費や、小・中学校のGIGAスクールタブレット賃借料、中学校指導用教材の購入、中学生の姉妹都市派遣団の送迎バス賃借料の計12事業で、変更するものは市長出張等使用公用車リース料で、契約金額の確定と今年度に納車できる見込みとなったことから、設定期間の変更と7年度以降の金額を減額するものでございます。

なお、設定期間及び限度額は、それぞれ表にお示ししたとおりでございます。

続いて、10ページをお願いいたします。

第4表 地方債補正の追加・変更でございます。

追加するものは、農業施設災害復旧事業で、県営農業施設災害復旧事業に災害復旧事業債を充当するための追加でございます。

変更するものは、公共施設整備事業で、星雲会館の空調設備整備に充当する市債の種類と対象事業費の見直しによる増額、その下の道路橋梁整備事業は、踏切道改良計画事業の事業完了による事業費減額に伴う市債の減額、その下の学校施設整備事業は、中学校空調設備整備事業の財源として国庫支出金が増額となることによる減額、その下の公共土木施設災害復旧事業は、現年補助災害復旧事業の事業費増額に伴う増額となります。

11ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、省略をさせていただきます。

少し飛びますが、47ページをお願いいたします。

こちらは特別職の給与費明細書でございます。

表の下段、比較欄のその他の特別職の報酬130万6,000円の増額は、農業委員会の活動評価の向上に伴う交付金の増額を受け、農業委員等の報酬を増額するものでございます。

48ページをお願いいたします。

こちらは会計年度任用職員の給与費明細書でございます。

上の表の総括の比較欄を御覧ください。

職員数は、パートタイム職員1名の増で、報酬20万7,000円の増額でございます。

続いて、50ページをお願いいたします。

債務負担行為の調書でございます。

先ほど説明をいたしました13事業に係る限度額と令和7年度以降の支出予定額とその財源をお示ししております。

51ページをお願いいたします。

地方債の調書でございます。

表の右下が令和6年度末の残高見込額で224億5,099万円となる見込みでございます。

以上で、令和6年度下呂市一般会計補正予算（第10号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（中島達也議員）

続いて、議第118号について詳細説明を求めます。

市民保健部長。

○市民保健部長（森本千恵）

補正予算書52ページを御覧ください。

議第118号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）の詳細説明を申し上げます。

令和6年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ80万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億9,455万9,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和6年11月29日提出。

53ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正の上段は歳入でございます。

6款県支出金は10万3,000円を増額、9款繰入金は一般会計からの繰入金を70万円増額計上いたしました。

下段は歳出でございます。

2款保険給付費は不足見込額80万3,000円を増額、3款国民健康保険事業費納付金は財源補正でございます。

54ページからは歳入歳出補正予算事項別明細書になりますが、説明は省略させていただきます。

以上で、議第118号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（中島達也議員）

続いて、議第119号及び議第120号についての詳細説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（小澤和博）

補正予算書の58ページを御覧ください。

議第119号 令和6年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3号）の詳細説明を申し上げます。

令和6年度下呂市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ17万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,091万円とするものです。款項の区分、金額等は、

第1表 歳入歳出予算補正によります。令和6年11月29日提出。

59ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

5款寄附金は3万円の増額、6款繰入金は一般会計からの繰入金を14万1,000円増額計上しました。

下段は歳出になります。

2款サービス事業費は居宅予防サービス計画事業費13万7,000円の増額、3款施設整備費は小坂老人保健施設、介護医療院の備品購入費で3万4,000円を増額計上しました。

60ページからは歳入歳出補正予算事項別明細書になりますが、説明は省略いたします。

以上が令和6年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第3号）の説明となります。

引き続き、64ページを御覧ください。

議第120号 令和6年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）の詳細説明を申し上げます。

令和6年度下呂市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ31万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億3,904万7,000円とするものです。款項の区分、金額等は、
第1表 歳入歳出予算補正によります。令和6年11月29日提出。

65ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

4款国庫支出金は8万円の増額、6款県支出金は3万9,000円の増額、10款繰入金は一般会計と基金からの繰入金として19万1,000円を増額計上しました。

下段は歳出になります。

1款総務費は31万円の増額で、備品購入費等の増額を計上しております。

66ページからは歳入歳出補正予算事項別明細書になりますが、説明は省略いたします。

以上で、令和6年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

続いて、議第121号について詳細説明を求めます。

市民保健部長。

○市民保健部長（森本千恵）

補正予算書70ページを御覧ください。

議第121号 令和6年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）の詳細説明を申し上げます。

令和6年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額にそれぞれ190万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,577万4,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和6年11月29日提出。

71ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正で、上段は歳入でございます。

7款繰入金は、一般会計からの繰入金190万7,000円を増額計上いたしました。

下段は歳出でございます。

2款医業費は、機器使用料等190万7,000円を増額計上いたしました。

72ページからは歳入歳出補正予算事項別明細書になりますが、説明は省略させていただきます。

75ページを御覧ください。

給与費明細書でございます。

会計年度任用職員の薬剤師の報酬を委託に組み替えたことによる、報酬40万3,000円の減額でございます。

議第121号の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

続いて、議第122号及び議第123号について詳細説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（今村正直）

それでは、補正予算書77ページを御覧ください。

議第122号 令和6年度下呂市水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和6年度下呂市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度下呂市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款水道事業費用は132万9,000円を減額し、13億8,703万6,000円とする。

第3条、令和6年度下呂市水道事業会計予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,755万9,000円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金7,784万円及び消費税資本的収支調整額1,971万9,000円で補てんするものとする。」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億168万5,000円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金8,196万6,000円及び消費税資本的収支調整額1,971万9,000円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的支出は412万6,000円を増額し、5億5,680万7,000円とするものです。

次ページを御覧ください。

第4条、予算第5条本文中債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとお

り改める。

郵便料の改定に伴い、限度額を増額するものです。令和6年11月29日提出。

詳細は実施計画明細書で説明しますので、85ページを御覧ください。

1款水道事業費用、2項1目支払利息163万5,000円の減額は、企業債利息時期確定に伴う利息確定による減額です。

次ページを御覧ください。

1款資本的支出、1項2目固定資産購入費411万6,000円の増額は、翌年度に予定しています金山簡易水道の工事に必要な用地を取得するための経費を計上しております。

続いて、議第123号について説明をさせていただきます。

89ページを御覧ください。

議第123号 令和6年度下呂市下水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、令和6年度下呂市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度下呂市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款下水道事業収益は67万9,000円を減額し、12億4,765万6,000円に。

第1款下水道事業費用は14万5,000円を増額し、18億1,869万3,000円とするものです。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額488万2,000円は、消費税資本的収支調整額で補てんするものとする」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額417万1,000円は、消費税資本的収支調整額で補てんするものとする」に改め、資本的収支の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的収入は68万1,000円を減額し、15億1,260万4,000円に。

次ページを御覧ください。

第1款資本的支出は139万2,000円を減額し、15億1,677万5,000円とするものです。

第4条、予算第5条本文中債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり改める。

郵便料の改定に伴い、限度額を増額するものです。

第5条、予算第10条本文中「下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助金を受ける金額は、2億8,608万5,000円である。」を「下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助金を受ける金額は、2億8,540万6,000円である。」に改める。令和6年11月29日提出。

詳細は実施計画明細書で説明しますので、98ページを御覧ください。

1款下水道事業収益、2項1目一般会計補助金67万9,000円の減額は、企業債利息確定に伴う減額です。

次ページを御覧ください。

1款下水道事業費用、1項2目処理場費の委託料73万8,000円の増額は、郵便料の改定に伴う増額です。

次ページを御覧ください。

1 款資本的収入、5 項 1 目国庫補助金70万円の減額は、事業費確定による減額です。

次ページを御覧ください。

1 款資本的支出、1 項 1 目管渠事業費の委託料141万円の減額は、事業費確定による入札差金の減額です。

以上で、議第122号及び議第123号の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中島達也議員）

続いて、議第124号について詳細説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（小池雅之）

それでは、補正予算書104ページを御覧ください。

議第124号 令和6年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）です。

第1条、令和6年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

年間入場者数18万1,000人、1日平均入場者数495人（営業日数365日）、利用収益1億3,317万7,000円、販売収益1億3,243万2,000円とします。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入の第1款下呂温泉合掌村事業収益は、第1項営業収益で1,095万円、第3項特別利益で453万6,000円の計1,548万6,000円を増額し、補正後の額を2億7,296万2,000円とします。

支出の第1款下呂温泉合掌村事業費用は、第1項営業費用で713万8,000円を増額し、補正後の額を2億5,561万5,000円とするものです。令和6年11月29日提出。

それでは、実施計画明細書で説明をいたしますので、110ページを御覧ください。

収益的収入の第1款下呂温泉合掌村事業収益、1項営業収益の1,095万円の増額は、1目利用収益で706万8,000円、2目販売収益で388万2,000円を増額するものです。これは、入場者数が前年度対比で増加しており、今後も堅調な入場者数が見込まれることから、入場料、売上料の増額をそれぞれ補正するものでございます。

その下の3項特別利益453万6,000円の増額は、3目のその他特別利益で用途不明金事件に係る損害賠償について、事件協力者の1人の個人再生が認められたことによる再生計画に基づく賠償額を計上するもので、貸倒引当金から戻し入れるものでございます。

111ページを御覧ください。

収益的支出の第1款下呂温泉合掌村事業費用、1項営業費用713万8,000円の増額は、2目施設経営費で325万6,000円、3目販売費用で388万2,000円を増額するもので、入場者数の増加に伴い所要経費の不足が見込まれることから、補正するものでございます。

なお、2目施設経営費の委託料は、使途不明金事件に係る一連の裁判が終了したことに伴い、代理人弁護士に支払う事後報酬と裁判で得ました債務名義に基づく強制執行に係る費用を補正するものでございます。

以上で、議第124号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

これより、本8件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第117号から議第124号までの8件については、会議システムで配付してあります付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（中島達也議員）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の会議は12月12日午前9時30分より本会議となります。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時53分 散会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年11月29日

議 長 中 島 達 也

署名議員 6番 加 藤 久 人

署名議員 7番 鷺 見 昌 己

